

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第3号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

令和8年1月27日

川崎市多摩区選挙管理委員会

委員長 岡 本 恒 一

施設の名称	所 在 地	設置期間
川崎市多摩区役所 11階 会議室	川崎市多摩区登戸1775番地1	1月28日から 2月7日まで
川崎市多摩区役所 生田出張所 2階 大会議室	川崎市多摩区生田7丁目16番地1	
川崎市多摩区役所 1階 講堂	川崎市多摩区登戸1775番地1	2月7日